

環境教育・環境学習ネットワーク会議の書面会議の実施方法（案）

環境教育・環境学習ネットワーク会議（以下「ネットワーク会議」という。）設置要綱第5条の規定により、ネットワーク会議は座長が招集することとしているが、やむを得ない理由により会議を開催することが困難であると座長が認めるときは、書面で各構成員の意見を聴取できるものとする。

なお、当該実施方法は、同要綱第7条に基づき定めるものとする。

1 書面会議の実施方法

- (1) 意見等の返信期限を定めて、会議資料等をネットワーク会議構成員（以下、「構成員」という。）に送付する。
- (2) 期日内に返信があった構成員を出席者とする。
- (3) 会議終了後、事務局は議事録（意見等の記録）を作成し、座長は構成員に報告する。

2 出席謝礼金等

- (1) 出席した構成員に報償金を支払うものとする。
ただし、平成18年6月1日付、横須賀市教育委員会事務局管理部総務課長通知「教育委員会の附属機関等各種委員会委員（非常勤特別職員）に対する報酬等の取り扱いについて」に基づく教員（県費負担）に対する報酬は支給しない。